

条例に関する部会の資料案1

「箕面市障害者市民施策推進協議会開催要綱」改正案 **未定稿**※条例が制定された場合に改正

新	旧
<p>(開催)</p> <p>第1条 障害者市民に関する施策の推進に資する事項を検討するため、箕面市障害者市民施策推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。</p> <p>(検討事項)</p> <p>第2条 協議会の検討事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 障害者市民の団体、関係団体及び関係行政機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 障害者市民の福祉の施策推進に関すること。</p> <p>(3) 障害者市民の福祉に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(4) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。</p> <p><u>(5) 箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例第7条に基づくこと。</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、障害者市民に関する施策の推進に関すること。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(座長)</p> <p>第4条 協議会に、座長を置く。</p> <p>2 座長は、構成員の中から互選により選出する。</p> <p>3 座長は、会務を総理する。</p>	<p>(開催)</p> <p>第1条 障害者市民に関する施策の推進に資する事項を検討するため、箕面市障害者市民施策推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。</p> <p>(検討事項)</p> <p>第2条 協議会の検討事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 障害者市民の団体、関係団体及び関係行政機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 障害者市民の福祉の施策推進に関すること。</p> <p>(3) 障害者市民の福祉に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(4) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、障害者市民に関する施策の推進に関すること。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(座長)</p> <p>第4条 協議会に、座長を置く。</p> <p>2 座長は、構成員の中から互選により選出する。</p> <p>3 座長は、会務を総理する。</p>

4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

5 座長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 協議会は、検討事項について整理した内容を必要に応じて市長に報告することができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、検討事項に係る専門的な事項を検討するため、協議会に次に掲げる専門部会を置く。

一 障害者計画及び障害福祉計画部会

二 障害者差別解消法部会

三 (仮称)手話等コミュニケーション手段利用促進条例部会

2 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する者のうち座長が指名するものをこれに充てる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会及び専門部会の庶務は、健康福祉部障害福祉課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

別表略

4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

5 座長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 協議会は、検討事項について整理した内容を必要に応じて市長に報告することができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、検討事項に係る専門的な事項を検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会及び専門部会の庶務は、健康福祉部障害福祉課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

別表略